

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管（部）局 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「都道府県社会的養育推進計画」の策定に向けた作業スケジュール等について

『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）により、2019 年度末までに新たな「都道府県社会的養育推進計画」（以下「推進計画」という。）の策定をお願いしているところですが、今般、「推進計画の策定にあたっての作業スケジュールのイメージ」（別添 1）、「児童養護施設・乳児院の各施設の推進計画の策定に関する留意事項等について」（別添 2）及び「推進計画の策定における都道府県と指定都市・児童相談所設置市の連携について」（別添 3）を整理したので参考にさせていただきたい。

また、推進計画の策定を待つことなく、

- ・ フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けた、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めた実施機関やその配置の調整・検討
- ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
- ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の調査

について、速やかに取組を進めていただくよう改めてお願いする。

（本件問い合わせ先）
厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課指導係
電 話：03-5253-1111（内線：4879、4880）

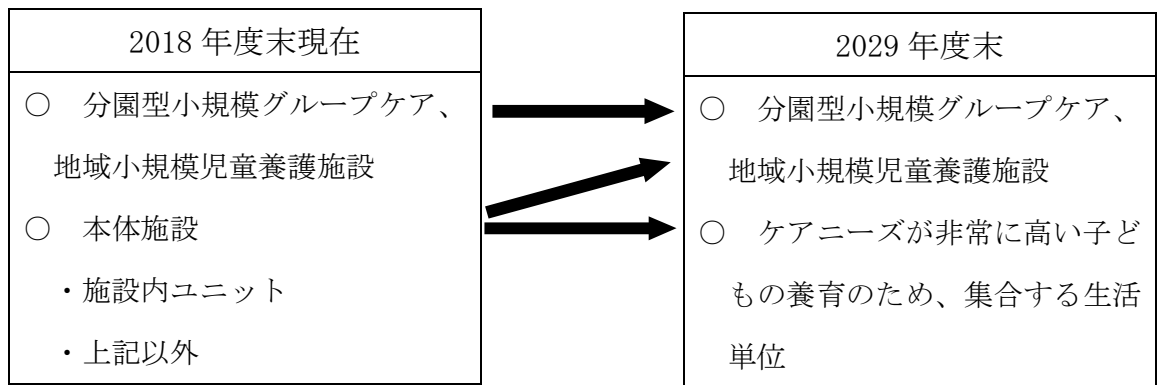
推進計画の策定にあたっての作業スケジュールイメージ

【別添1】

	都道府県	国
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ○検討の場の設置（随時実施） ・当事者・関係者からの意見聴取 ○ニーズ調査 ○各施設との調整・助言 ○フォスタリング業務実施体制の検討（民間フォスタリング機関の積極的な活用等） ○検討・調整状況の報告（2月～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック会議、研修会等での説明 ・個別説明会（8月～） ※自治体からの要請を受けて随時実施 ・施設団体主催の研修会等での説明（9月～） ・全児相ブロック会議（10～11月） ・フォスタリング機関の整備に関するアドバイザー派遣（11月～） ○2019年度以降の施設整備費の採択方針の提示（11月） ○個別相談会（ヒアリング）の実施（11月～） ○事例等の周知（11月～） ・先行自治体の検討状況の周知 ・Q & A等の作成・周知 ○計画策定に向けた進捗状況の公表（3月）
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の計画案の把握 ○各都道府県における地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間報告（夏頃） ○計画の原案取りまとめ（～12月頃） ○計画策定（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各自治体への助言・状況の把握（随時） ○地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間まとめ（秋頃） ○各自治体への助言・状況の把握（随時） ○計画の取りまとめ・公表（3月～4月）

児童養護施設・乳児院の各施設の推進計画の策定に関する留意事項等について

- 1 策定要領に示したとおり、児童養護施設及び乳児院については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定することになっている。
- 2 この各施設の計画は、以下の内容を概ね10年程度で実現することを念頭に置き、「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」（平成30年7月6日子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参考にし、策定いただきたい。
 - (1) 小規模かつ地域分散化の原則
 - ・小規模かつ地域分散化
 - ・小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合（4人程度の生活単位とし、概ね4単位程度まで）
 - (2) 高機能化
 - ・小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実
 - ・小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実
 - ※ 小規模かつ地域分散化した施設との連携やこれらに対する専門的な支援も含まれる。
 - ・入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進
 - (3) 多機能化・機能転換
 - ・一時保護委託の受入体制の整備
 - ・養子縁組支援やフォスターリング機関の受託等の里親支援機能の強化
 - ・在宅支援や特定妊婦の支援強化 等
- 3 各施設の計画には、具体的には、以下の事項を盛り込まれていることが必要である。
 - (1) 施設内の養育に関し、以下の項目の箇所数及び定員（現状（2018年度末現在）から2029年度までの各年度末時点の見込み）



(2) 高機能化に向けての取組内容、及びこれらの実施予定時期

(3) 多機能化・機能転換に向けての取組内容、及びこれらの実施予定時期

(4) 人材育成計画

- ・ 人材育成方針
- ・ キャリアアップシステムにおける育成レベルごとの研修計画 (OJT、OFF-JT 等)
- ・ 小規模かつ地域分散化等に伴うスーパーバイズ体制
- ・ 人材確保のため取組 (新規・定着) 等

4 厚生労働省においては、来年 (2019 年) の夏頃に、施設の計画に関する数値や予定される取組の内容について、各都道府県を通じて把握する予定としているので、それに向けて、各都道府県においては各施設への助言や調整をお願いする。

5 その際、各都道府県においては、今後の代替養育を必要とする子どもの見込み数を踏まえつつ、委託可能な里親の確保等といった家庭養育優先原則の徹底のための取組を最大限進めて行く中においても、必要となる施設養育の受け皿を確保し、保護が必要な子どもの行き場がなくなることがないように、各施設とも十分調整いただきたい。

6 なお、厚生労働省においては、2019 年度以降の予算において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が、子どもの最善の利益を保障するものとなるよう、施設職員の配置基準や専門性の強化に向けた財源の確保に向けて、最大限努力していくこととしているので、各施設の計画は、必要な財源が確保されることを前提として策定いただきたい。

推進計画の策定における都道府県と指定都市・児童相談所設置市の連携について

推進計画の策定にあたり、指定都市や児童相談所設置所を設置している（設置予定を含む。）市が所在する都道府県においては、都道府県と市が連携・調整して推進計画を策定するようお願いしている。

指定都市や児童相談所設置市が独自に推進計画を策定する場合についても、各都道府県が県域全体の状況を把握して取り組んでいく必要があることから、指定都市や児童相談所設置市の策定計画の内容を十分把握した上で、各々が策定した推進計画の数値を合算して、都道府県単位での数値目標等も併せて明らかにし、県域全体の進捗管理を行っていただきたい。